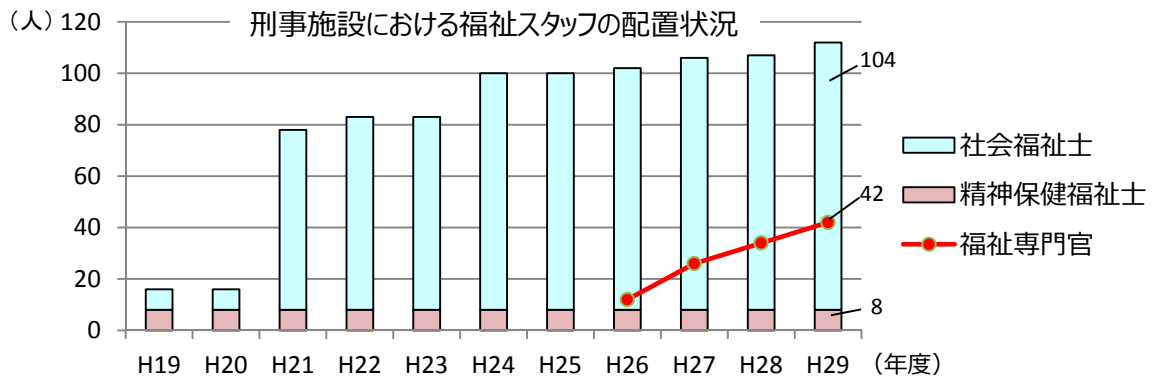


法務省資料

刑事施設における福祉的支援

- 保護観察所，地域生活定着支援センター，福祉関係機関等との連携により特別調整等の福祉的支援を実施
- 支援ニーズの把握，具体的な支援を円滑に進めるため，社会福祉士等の専門スタッフを配置



⇒ 再入状況の改善に一定の成果

特別調整対象者の再入率（同辞退者の再入率）

高齢受刑者 7.1%（46.4%）

障害受刑者10.0%（39.3%）（法務総合研究所の調査による）

● 特別調整等の対象者から漏れる受刑者の存在

- ・対象者数の多さ，調整の複雑さ，これらに起因する業務の増大
- ・支援が必要な受刑者の「同意」の問題

● 特別調整等をより良く機能させるための指導の充実

- ・在所中から，出所後の地域生活への円滑な移行に向けた指導が必要



● 福祉的支援を担う部門の充実（社会福祉士の増配置等）

● 地方公共団体等との連携強化

● 「社会復帰支援指導プログラム」の全国の実施

- ・福祉制度（生活保護，医療・年金等）に関する基礎知識の付与
- ・基本的な生活能力の付与（対人関係スキル，会話スキル等）

現状

課題

刑事施設における薬物依存離脱指導

現
状

◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎カリキュラム等

- 刑の一部の執行猶予制度の施行を踏まえ、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入

受刑者個々の問題性やリスク，刑期の長さ等に応じ，各種プログラムを組み合わせて実施

必修プログラム

DVD教材・ワークブック

専門プログラム

グループワーク（12回）

選択プログラム

グループワーク

民間自助団体によるミーティング

DVD等の補助教材の視聴

面接，個別指導等



薬物事犯者の再犯防止は，施設内処遇だけでは困難

課
題

一貫性のある指導・支援・治療のための処遇情報等の引継ぎ

刑事施設

- 薬物依存離脱指導の実施結果等の情報
 - ・断薬への動機付け
 - ・再使用防止スキルの獲得
 - ・地域支援に関する理解
- 心身の状況，服薬状況等の医療情報



保護観察所

- 薬物再乱用防止プログラムへの活用
 - ・薬物検出検査の実施
 - ・再使用防止スキルの実践
 - ・地域支援への移行
- 医療情報の活用



地域社会の保健医療・福祉機関，民間支援団体（ダルク，NA）等の協力による息の長い支援の実施

少年施設における保健医療・福祉分野との連携施策

少年鑑別所による地域援助

- ◆ 入口支援等への協力
地方検察庁等の依頼に応じ、被疑者に対して知能検査等を実施
- ◆ 出口支援への協力
地域生活定着支援センター、保護観察所等の依頼に応じ、刑務所出所者等に対して知能検査等を実施
- ◆ 児童福祉との連携
児童相談所、児童自立支援施設等の依頼に応じ、対象児童に対する心理検査等、事例検討会への出席等を実施

少年鑑別所のアセスメント機能を活かし、問題点の分析と適切な援助方針を提示

少年院による社会復帰支援

- ◆ 処遇ケース検討会の開催
家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所等の関係機関の担当者が一堂に会し、自立に困難を抱える在院者等の社会復帰に向けた処遇方針等を検討する会議を実施
- ◆ 医療・福祉機関との連携
少年院20庁に配置された社会福祉士・精神保健福祉士が、出院後に医療・福祉のニーズがある在院者に対して、相談・助言、医療・福祉機関との連絡調整を実施

少年院がコーディネーターとしての役割を果たし、医療・福祉関係機関を含めた更なる連携を推進

切れ目のない支援を実現するために一層積極的な連携が必要

保護観察所における入口支援

更生緊急保護

起訴猶予者や執行猶予者等に対し、更生緊急保護の措置を講じている

対象者

- 帰住先のない者
- 経済的に困窮している者
- 高齢又は障害により自立が困難な者
- 就労支援が必要な者

等

更生緊急保護の申出があれば、
罪名、特性、心身の状態を問わず
必要な措置をとる

措置内容

- 更生保護施設等への委託
- 食事、衣料、地元等への帰住旅費給与
- 福祉サービス等の利用支援
- ハローワーク等と協力した就労支援

等

現状

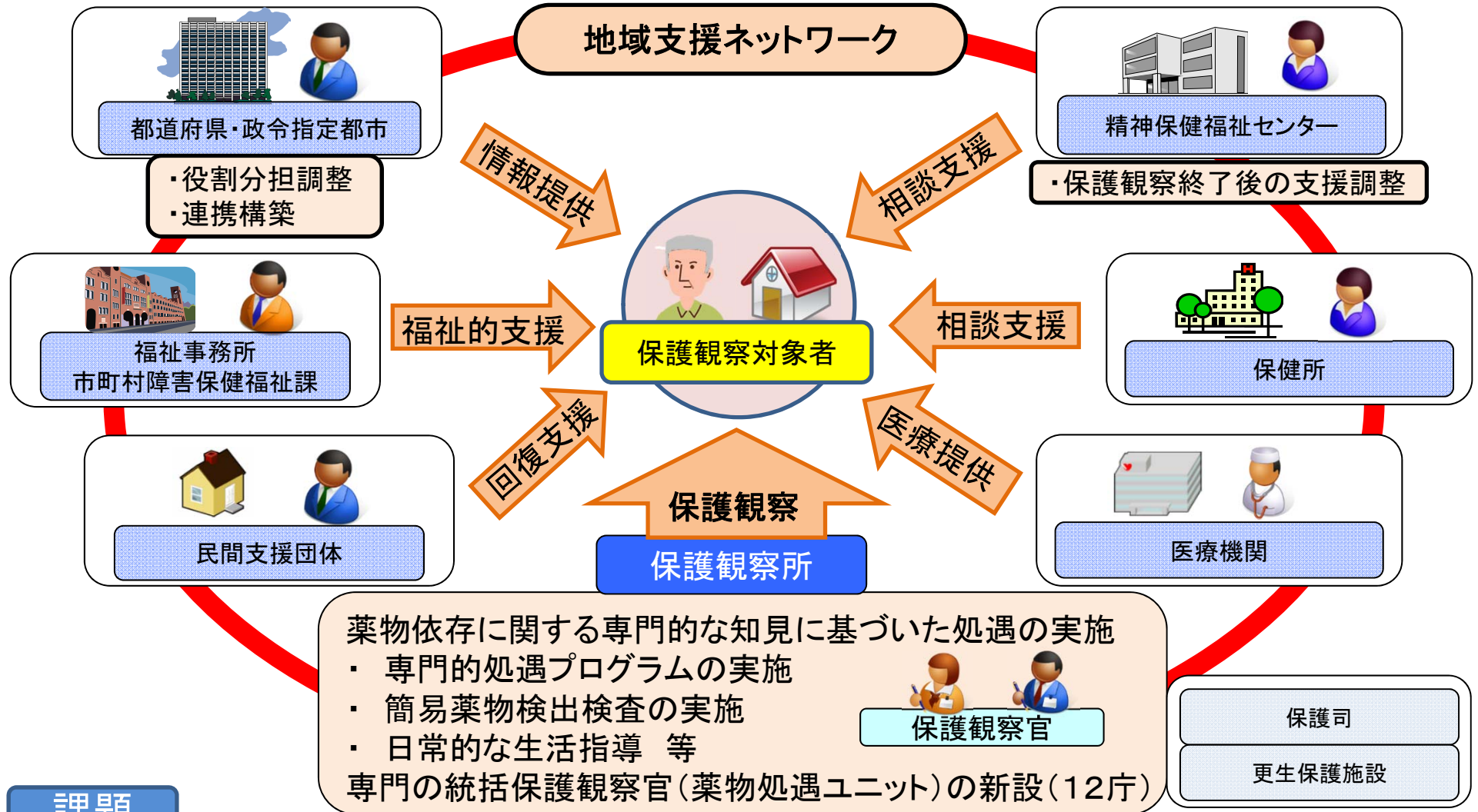
更生緊急保護の措置を講じた人員：4,570（平成27年）

（保護統計年報）

課題

- ✓ 出口支援における地域生活定着支援センターのような調整の仕組みがない
- ✓ 福祉サービス等の利用につながった後のフォローアップが不十分
- ✓ 更生緊急保護対象者の個々の特性に応じた受け皿や就労先の不足
- ✓ 業務負担の増加と要員の不足

薬物事犯者に対する保護観察処遇における関係機関等との連携



課題

- 刑の一部の執行猶予制度により、薬物依存のある保護観察対象者が大きく増加することとなるが、統括保護観察官の新設は全国で12箇所にとどまるなど 保護観察所の体制整備が追いついていない。
- 薬物事犯者を地域で支える 連携体制がいまだ十分には構築されていない。

検察における入口支援

取組内容

(起訴猶予処分又は罰金・単純執行猶予付き判決が見込まれる者について)

- ・捜査記録や面談等から被疑者等の障害等の問題点を把握し、支援策を検討
 - 更生緊急保護
 - 検察独自の支援
- 受け入れ先となる社会福祉事務所や病院, NPO等の探索・依頼
同行支援(釈放した被疑者等を受け入れ先まで同行)

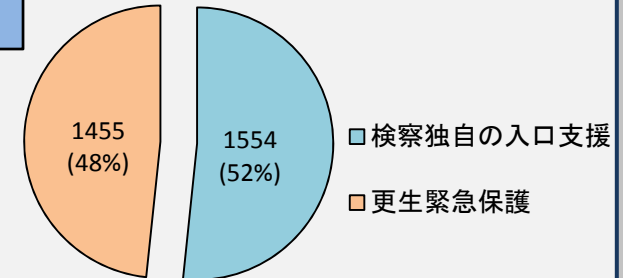
主な対象者

更生緊急保護のみでは対応が困難な事例

検察独自に支援を行う必要

- ・後期高齢者や知的障害を有する者
- ・就労意欲がない者
- ・医療措置を優先すべき者
- ・集団生活に適應できないホームレスの者
- ・性犯罪, 放火等の重大犯罪を犯した者
- ・児童虐待, DV案件等の貧困を理由としない再犯リスクが高い者

実績



【参考】東京地方検察庁における対応件数(H25.1~H29.1)
(刑事局調べ)

問題点

- 新たな業務負担と要員の不足
- 出口支援における地域生活定着支援センターのような調整枠組の欠如
- 釈放者を確実に福祉につなぐ方策(検察事務官による同行支援の限界)
- 地方公共団体における「縦割り」と福祉支援全体を統括する窓口の欠如(例: 高齢者支援課, 障害者福祉課等)